

# 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会 第2回会合議事録

日 時：平成20年12月8日（月）15：00～17：00

場 所：中央合同庁舎第4号館共用第2特別会議室

出席委員：清水座長、藤原座長代理、植山委員、尾花委員、清原委員、国分委員、坂田委員、曾我委員、半田委員（代理・古澤氏）、別所委員（代理・吉田氏）

発表者：相磯氏（有限責任中間法人インターネットコンテンツ審査監視機構 [I-ROI] 代表理事）、岸原氏（一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（EMA）事務局広報担当）

（内閣府）：柴田内閣府審議官、松田政策統括官、殿川大臣官房審議官、小島参事官

（オブザーバー）：

内閣官房 IT 担当室参事官、警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課課長補佐、警察庁生活安全局少年課課長補佐、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課長、法務省大臣官房参事官、文部科学省スポーツ・青少年局青少年課長、経済産業省商務情報政策局情報経済課長

## 議事次第

### 1．開 会

### 2．議 題

（1）前回議事録の確認（事務局）

（2）青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令について（事務局）

（3）青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及

政府による取組の現状（事務局）

（社）電気通信事業者協会 坂田委員発表

（社）電子情報技術産業協会 古澤委員代理発表

フィルタリング協議会 吉田委員代理発表

（4）青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援

政府による取組の現状（事務局）

（財）インターネット協会 国分委員発表

モバイル審査運用監視機構（EMA）発表

インターネットコンテンツ審査監視機構（I-ROI）発表

（5）意見交換

### 3．閉 会

#### 4．議事内容

清水座長 本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、第2回「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を始めさせていただきたいと思います。今日もよろしく願い申し上げます。

まず、委員の出欠状況につきまして、事務局からお願いいたします。

小島参事官 事務局の小島でございます。出欠状況につきまして、御報告申し上げます。

本日は、漆委員、高橋委員が御欠席でございます。

また、前回代理の方に御出席いただきましたが、本日は国分委員に御出席いただいているところでございます。

そして、半田委員の代理で古澤さんに、別所委員の代理で吉田さんにそれぞれ御出席いただいているところでございます。

それから、今回部外の御発表を予定しておりますけれども、EMAから岸原さん、-ROIから相磯さんのお二人に御出席いただいているところでございます。本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

以上でございます。

清水座長 それでは、配付資料の確認と前回の議事録の確認をお願いしたいと思います。

小島参事官 配付資料は、資料1～10まででございます。

資料1は、前回会合の議事録(案)でございます。

資料2は、先日12月5日に閣議決定いたしました法の施行令の案段階での意見募集の結果でございます。

資料3～6までは、フィルタリングの性能向上と利用普及に関する資料でございます。

資料3は、政府の取組。

資料4は、坂田委員の説明資料。

資料5は、古澤代理の説明資料。

資料6は、吉田代理の説明資料でございます。

資料7～10までは、民間団体の支援に関する資料でございます。

資料7は、政府の取組。

資料8は、国分委員の説明資料。

資料9は、EMAの説明資料。

資料10は、-ROIの説明資料となっております。

また、参考資料1は、フィルタリング・レイティング概要。

参考資料2は、資料3と資料7の政府の取組の具体的な資料となっております。

不足等がございましたら、事務局までお申し付けいただきたいと思います。

次に、前回の議事録の確認をさせていただきたいと思います。資料1をごらんいただきたいと思います。

議事録につきましては、あらかじめ各委員の皆様方に確認をいただいておりますので、特に問題がなければ、本日以降、内閣府のホームページで公開する扱いとさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきたいと思えます。

清水座長 どうもありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

まず、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令案に対する意見募集の結果につきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

小島参事官 事務局より、施行令案の意見募集の結果につきまして、簡単に説明させていただきます。資料2をごらんいただきたいと思います。

意見募集につきましては、10月17日～11月18日までの31日間実施し、18件の御意見をいただき、いただいた意見の概要とそれに対する政府の考え方を併せまして、先週12月5日に報道発表を行っています。

本政令案につきましては、前回の会議で御説明申し上げましたけれども、フィルタリングの提供義務の適用除外などを定めるものでございますが、いただいた意見につきましては、そもそも規制の導入は慎重にすべきというものと、政令で適用除外を設けずに、例外なく適用すべきという両方からの御意見もいただいているところでございます。

いただいた意見を検討しました結果、政令の内容につきましては、原案のとおり策定いたしまして、ただ、条文の一部文言につきましては、形式的な修正を加えた上で、12月5日の閣議において決定しております。

これによりまして、携帯電話などにおける青少年へのフィルタリング提供義務が来年の4月1日から実施されることになるところでございます。

また、基本計画を策定する推進会議につきましても、施行後、速やかに開催できるようにしてまいりたいと存じますので、委員の皆様方には、本検討会における検討のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

清水座長 ありがとうございました。ただいま御説明いただきました点につきまして、何か御質問がございましたら、お願いたします。

特にございませんでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次の議事に入らせていただきたいと思います。

議題3になりますけれども、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及についてでございます。この点につきましては、3人の委員に御発表をお願いしております。

その前に、事務局から、政府の取組の現状につきまして、説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

小島参事官 それでは、事務局より説明させていただきます。資料3と参考資料1、2を御参照いただきながらお聞きいただければと思えます。

本法でございますけれども、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするというを理念に掲げているところでございますが、そのための最も効果的な手段の1つがフィルタリングでございます。

参考資料1をごらんいただければと思います。

そこでございますように、フィルタリングというのは、インターネット上の有害情報にアクセスできなくするソフトウェアまたはサービスのことを言います。

2ページ目ですが、その方式につきましては、大きく分けまして2通りございます。

あらかじめ安心して閲覧できるサイトのみアクセスを認める、いわゆるホワイトリスト方式というもの。

閲覧が望ましくないサイトについてアクセスを遮断する、いわゆるブラックリスト方式というものがございます。

一般的にホワイトリスト方式につきましては、安全性が高いものの制限が多く、一方、ブラックリスト方式につきましては、安全性はホワイトリスト方式には及びませんが、より制約が少ないため、前者がより年少者の利用になじみやすいものとなっています。また、ブラックリスト方式につきましても、閲覧制限の対象となる範囲によりましては、対象とする年代などが大きく異なり得るものと考えているところでございます。

次に、フィルタリングにつきまして、資料3の5ページ目をごらんいただきたいと思っております。ここに法律の条文が書いてございます。

この中の法十七条～十九条に、民間事業者のフィルタリングの提供義務が定められているところでございます。これに加えまして、一番下の法二十条に、フィルタリングソフトウェア提供事業者やフィルタリングサービス提供事業者に対しましても、フィルタリングの性能、利便性の向上に努めることとされておりまして、まずは民間の自主的な取組によって、その改善や普及支援を図って、国はそれを支援することが期待されているところでございます。

6ページ、法二十四条の中には、フィルタリングの普及啓発、そして技術開発の推進を行うフィルタリング推進機関の総務大臣及び経済産業大臣による登録制度というものが設けられているところでございます。

7ページ、法律の国会における審議の過程におきまして、参議院で採択されました附帯決議におきまして、フィルタリングの基準設定などは表現、通信の自由を制限するおそれがあることから、国が干渉することがないようにとされているところでございます。

次に、個別の施策についてでございます。資料3の最初に戻っていただければと思います。

現在、政府が取り組んでいる施策とこれから取り組む予定の施策をとりまとめております。また、この具体的な内容につきましては、参考資料2にとりまとめているところでございます。なお、今後取り組む予定の施策につきましては、括弧書きで実施予定時期を記載させていただいております。平成21年度に予算を要する施策については、まだ概算要求の段階でございますので、確定的なものではございません。

この内容でございますけれども、法律の規定を踏まえた性能の向上と利用の普及に加えまして、

調査研究等の3つを柱として御説明させていただきたいと思います。

参考資料2の1ページ目をごらんいただきたいと思います。

まず、性能の向上につきましては、特に青少年による利用が盛んな携帯電話につきまして、本年4月に総務大臣から、携帯電話事業者等に対しまして、フィルタリングサービスにおける閲覧が制限される情報の範囲が広範過ぎるという点に関しまして、コンテンツの評価基準を策定し、認定を行う第三者機関の取組に対応して見直すこと、また、年齢別等のフィルタリングサービスの選択肢が限られている点に関しましては、利用者の選択肢を増やすよう、要請が行われております。

これを受けました携帯電話事業者における具体的な取組の状況につきましては、後ほど電気通信事業者協会から御発表があると思います。

次に、参考資料2の2～4ページをごらんいただきたいと思います。

特にブラックリスト方式につきましては、いかに有害なサイトを収集し、フィルタリングの対象としていくかということが課題でございます。このため、情報発信者側において、情報の格付を行うというセルフレイティングのための技術開発の支援とか、違法情報を中心とした通報を受け付けているインターネットホットラインセンターの情報をフィルタリング事業者等に提供することによりまして、フィルタリングのブラックリスト作成を支援していくということの実施と検討をしているところでございます。

一方、利用者の普及等につきましては、まず重要なのが、本法におけるフィルタリング提供義務等の着実な実施でございます。これにつきまして、同時に国民とか、特に保護者の方々に対して、本法の周知を含めまして、フィルタリングの普及促進を特に目的とした啓発活動を実施していくことを検討しています。

9、10、12、15、20ページ、ちょっと飛んでしまっ大変申し訳ないのですが、それぞれ総務省、経済産業省、内閣府等々におきまして、いろいろと施策を進めている状況がここの中に書いてあるところでございます。これまでも事業者と連携をして、キャンペーン等を実施したり、都道府県とか教育委員会等に対しまして、啓発活動を強化するように依頼しているところでございます。法の施行後につきましては、フィルタリングの推進機関などを通じた取組の強化等についても予定しているところでございます。

このほか、インターネット上でフィルタリングソフトウェアの無償提供を実施しているところでございます。

最後に、以上のような普及啓発の取組とともに、その取組の結果をモニターし、かつさらなる取組につなげていくためにも、調査研究を実施することとしております。よく利用されます携帯電話におけるインターネットのフィルタリング利用率とかフィルタリングリストについては、昨年3月の調査結果が最新のものとなっております。今後とも継続的に更新していくとともに、フィルタリングの具体的な改善要望についても調査を行って、さらなる取組の検討材料としてまいりたいと考えているところでございます。

以上で政府の取組につきまして、御紹介させていただきました。

清水座長 ありがとうございます。御質問、御意見があるかと思いますがけれども、3人の先生

方に発表をお願いしておりますので、それが済んだ後、時間を設けたいと思います。

それでは、発表をお願いしたいと思います。最初に、坂田委員、よろしく申し上げます。

坂田委員 社団法人電気通信事業者協会でございます。携帯電話会社などが加入している電話会社の団体でございます。

( P P )

2 ページは、目次でございます。

1 が、フィルタリングの原則的な考え方でございます。

2 が、その普及状況。

3 が、一昨年以降、青少年によるインターネットの利用の問題が指摘されて、社会問題化されて以降、取り組んだ課題と今後取り組んでいく課題について書いてございます。

4 が、政府に対する要望事項でございます。

( P P )

3 ページは、フィルタリングの原則的な考え方でございまして、ざっと説明させていただきます。

緊急時に連絡をとる、所在を確認するなどの安心というメリットと、有害情報サイトにアクセスできてしまう危険のデメリット、この2つをいかに両立するかというところがフィルタリングの一番のポイントだと思っております。

( P P )

4 ページは、従来より携帯電話会社は、有害情報サイトへのアクセスをブロックする、いわゆるフィルタリングサービスを無料で提供しております。申込みは、新規加入の際は を付ければいいということで、いたって簡単でございます。

また、既に御契約が済んでいる方が新たにフィルタリングに加入されたい場合は、お客様センターへ電話 1 本かけていただければ、すぐそれができるようになります。

( P P )

5 ページは、時間の関係もあり、省略させていただきます。

( P P )

6 ページは、フィルタリングの認知状況、普及状況が、一昨年、昨年の段階ではまだ低かったものですから、周知・宣伝に努めまして、ごく最近の調査結果でございますが、一番右に書いてありますように、今年の9月末でサービス利用者数が450万になってございまして、1年間で倍増以上になったということでございます。

( P P )

ということでしたが、大きく社会問題化したということもありまして、一昨年の後半以降、その取組をさらに強化いたしました。これは、総務省様からの御指導を数度にわたって受けておりますし、また国会でつくっていただいた法律も念頭に置きながら対応しておりますところでございます。

2 番目の をごらんになっていただきますと、90%以上の保護者の方が、フィルタリングというサービスの内容を御説明すると、必要だとおっしゃるんですが、認知率の数字はいろいろございま

すが、とりあえずこの程度の数字になっていて、すべての方が認知されているわけではない。これを100%に上げるのは、なかなか時間がかかるかもしれないということで、別の形で、御指導いただいた改善措置として、親権者から不要の申告がない限り、18歳未満または未成年者が使う携帯については、原則的にフィルタリングサービスを設定してしまう方式に改めました。

( P P )

具体的には、8ページでございます。

のところでございますが、今年の1月以降、未成年者の契約及び保護者が18歳未満の者に利用させるために契約される際は、いずれの場合におきましても、原則的に加入していただく。先ほどの原則をそのまま適用したということです。新規契約につきましては、今年の1月から実施しているという状況でございます。

( P P )

そのフィルタリングサービス加入に係る保護者による意思の確認ですが、9ページでございます。改訂前は、要るのか要らないのかをどちらか自由に選ぶという形でございます。

それを改訂後、原則的にフィルタリングを付けていただくということでございまして、理念的なパターンとしては、パターン1として、不要の欄だけを設置して、不要の方だけそこに をする。

パターン2として、2つ欄を設けておいて「要」の欄にあらかじめ印字をしておく。

パターン3として「要」「不要」の選択欄は一応つくるけれども、ご記入がなければ必要だと判断する。

このいずれかのパターンを携帯事業者はとっておりまして、既に実施済みでございます。

( P P )

10ページは、そのほか、当然のことでございますが、フィルタリング等のサービスの認知に向けた活動を行っておりまして、新規加入時等にシヨップなどでマナーブックの配布、店頭での説明等を行っております。

それから、自治体も関心を非常に深くお持ちでして、ここに書いてあるように、40回の会議に私どもの団体として参加してまいりました。

キャンペーンということで、ポスター、チラシ。

e - ネットキャラバンというのは、児童、生徒を保護、教育する立場にあります保護者、教職員等を対象としました無料の講習会でして、これを年に1,000回以上全国で開催しております。

( P P )

そのほか、11ページには、現在用意しておりますが、わかりやすい保護者向けのチェックリスト。親子で話し合っただけでチェックをするチェックリストというもので、携帯電話の利用のルールについて認識してもらうというサービスを準備中でございます。

( P P )

次に、これから以降が、新たに取り組むものでございまして、12ページでございますが、先ほどから申し上げておりますように、今年の初めから新規契約の場合には、原則フィルタリングに加入していただく方式を導入いたしましたけれども、それ以前に契約を済ませていらっしゃる利用者の

方がいらっしゃるわけです。こういった方々につきましては、フィルタリングサービス未加入の18歳未満の既存契約者を対象にいたしまして、事前にダイレクトメールをお送りして、十分な周知を実施した上で、親権者の方から特に不要との申告がない限り、来年の1月以降、事業者の方で一方的にフィルタリングサービスを設定することにしております。

( P P )

13 ページは、フィルタリングの精度の向上がフィルタリングの普及の一番のかぎということでございまして、第三者機関で各種サイトの審査・認定をしていただくことになりまして、今日も岸原さんがお見えですけれども、モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（E M A）という団体が立ち上がりまして、各携帯電話社がフィルタをかけるいわゆるブラックリストの中に入っているサイトの中でも、青少年に見せても構わないではないかといったものについて認定をしていただいております。それらにつきましては、携帯電話のブラックリストから外すこととなっております。

そのほか、現在携帯電話会社が設定しているカテゴリーの基準につきましても、E M A 様などの御意見を聞きながら、改善を行ってまいりたいと思っております。

( P P )

14 ページは、フィルタリングサービスの拡充ということで、事業者によっていろいろございしますが、今後、年齢に応じて、小、中、高生によってブラックリストに入るべきサイトの内容が違おうでしょうということで、そういった年齢別のリストの提供、それから、親権者が特に子どもに見せても大丈夫と判断した特定のサイトは、仮に一般者用にはブラックリストに入っていたとしても、個別に除外できるサービスというものも、来年の1月から実施することとなっております。

そのほか、フィルタリングサービスの精度の向上につきまして、E M A 様と一緒に取り組んでまいりたいと思います。

( P P )

それを整理したものが15 ページでございます。

一番上の青いところに、まとめが出ております。いつから実施するというのも書いてございますので、後ほどごらんになっていただければと思います。

( P P )

16 ページは、政府に対する要望事項でございます。

各自自治体におきまして、いろいろな条例が制定される動きがございます。消費者の方が混乱することが懸念されますので、今後、政府で基本計画を策定される場合には、地域によって違うんだということを明記していただいて、利用者の注意喚起をお願いできればありがたいと思っております。

そのほか、予算等も含めまして、普及啓発活動に対する国の支援をお願いしたいと思っております。

( P P )

17 ページは、今後とも努力していきますということだけでございます。

以上でございます。

清水座長 坂田委員、ありがとうございました。



次に、半田委員の代理で御出席いただきました古澤さんをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

古澤代理 委員の半田が所用で欠席でございますので、私が代わって説明をさせていただきます。当協会のフィルタリングの普及啓発に関する取組状況について、パソコンを中心に御説明したいと思います。

( P P )

2 ページ目は、インターネットの利用状況で、19 年度末で利用人口は 8,811 万人、人口普及率は 69% ということでございます。

( P P )

3 ページ目は、属性別の利用状況でございます。いわゆる年代別のインターネットの利用状況でございます。

13～50 歳未満で、ほぼ利用が最も多いということでございます。

50 歳を過ぎますと、徐々に比較的少なくなっているということでございます。

( P P )

4 ページ目は、インターネット接続の具体例をお示しをしたものでございます。

機器の特性により、インターネットのアクセス数の容易性は異なりますけれども、パソコンの場合には、総体的に家族での共用が多く、出荷の 6 割が企業向け、4 割が家庭向けとなっております。

一方、携帯電話、ゲーム等は、青少年が比較的容易にインターネットにアクセス可能であるパーソナル用途という傾向があるのではないかと考えております。

( P P )

5 ページ目は、インターネットの利用端末の種類でございます。

19 年度末時点での利用端末の種類を示したもので、若干数字の合計が合わないところはダブルカウントになっておりますが、携帯電話が平成 18 年末から 201 万台増えて 7,287 万人となっております。

パソコンの利用は 242 万人減少して、7,813 万人となっております。

今後の傾向としては、パソコンはやや減少気味で、携帯電話の利用が増加傾向にあります。

最後に、ゲーム、テレビ等も最近ブラウザを積んでおりますので、インターネット接続が今後は増えていくのではないかと考えておまして、今後はそのような機器への対応も必要ではないかということで検討を始めたいと思っております。

( P P )

6 ページ目は、フィルタリング普及啓発に向けた取組ということで、大きく分けますと関係省庁、J E I T A というか、業界団体としての取組、個々のメーカーとしての取組というのがあるわけでございますけれども、三者三様それぞれ役割がございますが、当協会としましては、三位一体となって、お互いに連携をした取組が非常に重要だと考えております。

( P P )

7 ページ目は、具体的な取組でございます。

2006 年以降、経済産業省、総務省、関連する業界 6 団体で発表したアクションプランでございます。この事例は、6 団体の共同の発表分と当協会の発表分を紹介したものでございます。

( P P )

具体的には、8 ページ目でございます。

当協会での 2006 年度のアクションプランでございますが、2006 年度 3 月時点では、パソコン業界で作成しておりますユーザー向け啓発資料『パソコンサポートとつきあう方法』という冊子を出しておりますけれども、それにフィルタリングに関する情報追記とともに、消費者相談機関との情報交換の実施、あるいはパソコン販売に係わる業界等への皆様の御理解、御協力の依頼をしてございます。

また、各メーカーには、ウェブサイトフィルタリングに関する情報掲載をしておりますし、各社ユーザーサポート部門での趣旨説明もさせていただいております。

また、製品同梱マニュアル等での記載、積極的な情報提供を行ってまいりました。

( P P )

9 ページ目は、2007 年時点でのアクションプランでございます。

パソコンの購入、導入時の普及啓発としましては、フィルタリング機能をサポートしたソフトウェアのバンドルあるいはプレインストール、そのほかパソコンセットアップ時に確実にユーザーの目に触れる形での情報提供を実施いたしました。

本件に関しては、後日検証したところ、9 社中 9 社全社が実施済みということでございます。

また、パソコンを利用中のユーザーの方々へ普及啓発をして、各メーカーから登録ユーザー 440 万人に対して、メールマガジン形式で情報発信をいたしました。本件に関しても、2007 年 9 月以降、各社平均 4 回ほどメルマガで情報を提供したという結果でございます。

( P P )

10、11 ページ目のグラフは、2008 年度フィルタリング普及啓発アクションプランに向けて、フィルタリングの認知率、利用率について示したものでございます。

平成 19 年度の総務省様の調査によりますと、フィルタリングを知っている、あるいは聞いたことがあるという人は、フィルタリングの認知率という面で見ますと 85.8%と向上しております。

また、フィルタリングの必要性に関しても、94.3%が必要性を認識しているという結果になっております。

一方、フィルタリングの利用率という面から見ますと、小学生で 31.2%という低い数字になっております。また、なぜフィルタリングを利用しないかという理由でございますけれども、親子でコミュニケーションをとり、利用ルールやマナーを身につけさせればよいという意見。子どもを信用しているから、あるいは必要を感じないからといった、非常に危機意識が不足した理由が 88.3%を占めております。

これらの調査からも、子どもは機器、サービス提供者の対応のみならず、保護者を含めた社会全体での対応が更に必要だと考えております。

( P P )

12 ページ目は、本年 8 月 27 日に当協会が発表した「フィルタリング普及啓発アクションプラン 2007 年」に基づく取組の成果及び今後の対応について示した内容でございます。

今後は、認知率の向上から利用率の向上に軸足を移した啓発活動を展開することにしております。

1 点目は、フィルタリング機能をサポートしたソフトウェアのバンドル、プレインストールの一層の普及を図る取組を行っていきたいと思っております。

2 点目は、パソコンを利用されているユーザーの方々への普及啓発を考えておりまして、各パソコンメーカーから登録ユーザーに対して、フィルタリングの利用促進につながる情報をメルマガ形式で発信を更にしていきたいと思っております。

3 点目は「パソコンとつきあう方法」のコンテンツ改訂で、パソコンとつきあう方法のフィルタリングに関するコンテンツをフィルタリングの利用を促進するという内容に改訂していきたいと考えております。

( P P )

13 ページ目は「パソコンとつきあう方法」という、パソコン業界で作成しております啓発の冊子でございます。現在、当協会のウェブ上で公開しております。

1999 年に初版を冊子で発行いたしました後、その後、様々な問題がございましたけれども、引き続き、改訂、発行しております。現在、フィルタリングの認知率から利用率、あるいは活用といったことに重点を移した改訂に内容を変えている状況でございます。

( P P )

14 ページ目は、同じ冊子の中で「青少年がおられる家庭の皆様へ」と題しまして、フィルタリングの普及啓発を行っている状況でございます。

( P P )

15 ページ目は、各社のパソコンメーカーのホームページとリンクを張って、当協会のホームページに直に飛べるという格好で、普及啓蒙を図っている状況でございます。

( P P )

16 ページ目は、先ほど申しましたように、現在、アクションプランに基づき改訂を行っている状況でございます。

( P P )

17 ページ目は、パソコン向けのフィルタリングの具体例でございます。

1 点目は、フィルタリングソフトで、数千円程度で販売されております。パソコンにインストールして使用するものでございます。

2 点目は、フィルタリングサービスで、インターネット・サービス・プロバイダによって提供されているもので、無料のものから 1 月数百円程度の料金を取られているものまで、いろいろとございます。

( P P )

18 ページ目は、今年の 5 月 30 日に、フィルタリング普及啓発キャンペーンを秋葉原のヨドバシカメラで行った状況でございます。経済産業省を始め、関連の団体、私も参加しておりますが、こ

ういったイベントも行っております。

( P P )

19 ページ目は、普及啓発キャンペーンで、流通業界に御協力いただいて、5 月 31 日と 6 月 1 日の 2 日間かけ、名古屋、大阪、広島、福岡でキャンペーンを行いました。

また、そのほか 5 月 31 日～ 6 月末までの 1 か月間、全国の手電流通懇談会のメンバーの方に御協力をいただき、流通点 3,000 点を対象にした P O P のキャンペーンを行ったということでございます。

( P P )

最後の 20 ページ目は、インターネットに接続する機器の見解を示しております。

現時点ではパソコンが中心ということになりますけれども、今後はテレビあるいは録画機器、ケーブルテレビのセットトップボックス等、インターネットに接続する機器が徐々に増えていくと思われております。それに伴って、さらなるフィルタリングの普及啓発に向けての取組として、当協会では、関係省庁と連携をいたしまして、青少年インターネット環境整備法施行前を目途に、普及啓発キャンペーンを行っていきたいと考えております。今、計画をしている段階でございます。

加えまして、有害情報から青少年を守るために、行動計画を策定して、確実に履行をしてまいりたいと思います。

私どもといたしましては、今後とも関係省庁、関係機関と連携をとりながら、さらなるフィルタリングの普及啓発に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

清水座長 古澤さん、どうもありがとうございました。

それでは、別所委員の代理で御出席いただいております吉田さん、お願いいたします。

吉田委員 フィルタリング連絡協議会の吉田でございます。

2 ページ目は目次ですので、3 ページ目を開いていただきたいと思います。

( P P )

フィルタリング連絡協議会とは、構成メンバーを見ていただければわかるとおり、フィルタリングのソフトウェアをつくっている会社が集まってできている協議会でございます。事務局は、この後御発表いただきます、財団法人インターネット協会様をお願いしております。

活動目的といたしましては、青少年インターネット利用における安心・安全な環境を実現するため、家庭におけるフィルタリングの認知率及び利用率の向上を目指すということでやらせていただいております。

( P P )

具体的な連絡協議会の活動といたしましては、フィルタリング普及啓発アクションプランに載っております。リーフレットをつくりまして、日本 P T A 全国協議会様などを通じて、2 万 6,000 部ほど配らせていただいております。

また、ポータルサイトもつくっております。そちらの方で公開しております。

あと、啓発セミナーを 94 回ほど開催させていただいております。

また、フィルタリングソフトの機能強化・改善などについて話し合いを行っております。

( P P )

5 ページですが、既に御紹介のとおり、現状フィルタリングの認知率につきましては、段階的に向上しております。先ほど御案内がございましたとおり、現時点で 85.8% に達していて、一定の成果が出ているかなと感じております。

( P P )

普及啓発活動の課題についてですけれども、御案内のとおり、認知につきましては、かなり上がってきておりますので、利用、活用といったところで、具体的に今後どうしていくかというところが課題になっています。

実際に講習などを通して、保護者等に一定程度知識が行き渡るようになってきた場合に、習熟度合いについてどういうふうに測っていけばいいのかというのが、今後の課題になってくるかと思っております。

また、実際に先ほど社会問題になっているというお話がございましたけれども、こういった事件が起きて、どの程度具体的な問題が起きているかというところが、なかなかフィルタリング業者でも把握できませんので、その辺につきまして、何らか客観的にフィードバックをいただけるような仕組みがあればと考えております。

( P P )

7 ページは、機能面における課題といたしましては、パソコンのフィルタリングソフトウェアの方はデバイス側で処理いたしますので、比較的性能も向上しているかと思うのですが、携帯電話側の方は、携帯会社さんの方で管理という形になりますので、こちらにつきましては、先ほど御案内がございましたとおり、来年 1 月に向けて諸策が進んでいるということですので、引き続きお願いできればと考えております。

また、パソコンの方につきましても、サイトごとの評価ではなくて、書き込み単位での評価というところまでフィルタリングソフトウェアの機能を向上できればと考えております。

( P P )

8 ページは、政府に対する要望といたしましては、先ほど御紹介いたしました事件、事故の事例につきまして、把握して、社会で共有する仕組みについて、是非とも調査の点で御協力いただきたいと思っております。

また、フィルタリング事業者の方が、パソコンの方はクローリングといって、自動的にサイトをクローリングすることができるのですが、携帯の方につきましては、一つひとつ手作業で見えないといけないという課題がございますので、こちらは何らかの方法が模索できればと考えております。

( P P )

9 ページは、連絡協議会とは活動が違うのですが、事務局より紹介されたいということでしたので、御案内させていただきます。

NetSTARさんとヤフー株式会社の方におきまして、「子どもたちのインターネット利用に

ついて考える研究会」というものを主催しております。なかなかフィルタリング連絡協議会などは開催頻度も低いですので、本研究会を使いまして、いろいろな調査ですとか、双方向利用型サイトの利用リスク評価モデルなどを今後提案させていただければと思っておりますし、全国高等学校PTA連合会と共同で、モデル講演ということで、全国9ブロックで行わせていただく予定でございます。

( P P )

10ページ以降につきましては、参考資料ということで、フィルタリングの解説ですので、今回は省略させていただきます。

どうもありがとうございます。

清水座長 吉田さん、どうもありがとうございました。

それでは、事務局からの御説明と3人の委員、代理に御発表いただきました。ここで意見交換の時間をとりたいと思いますので、御自由に御発言いただければと思います。どうぞお願いします。

無いようですので、私から1つ、坂田委員にお尋ねしたいと思います。

既に持っている人に対しては、返事がなければ自動的にかけるという話だったんですけども、その回答は保護者が回答しているかどうかというのは、どうやってやりますか。

坂田委員 10月以降、未成年者が使用するという御契約を既に前からいただいている方々全員にダイレクトメールを送りまして、こういうサービスがありますけれども、保護者さんいかがお考えでしょうか、フィルタリングサービスに入りますか、入りませんかということお伺いいたしまして、お返事がなければ、原則に戻りまして、フィルタリングにご加入いただくご意思の表明と判断いたします。

清水座長 済みません、私の質問は、メールで行ったら、利用者は子どもだから、子どもが見て、保護者は知らない状態で子どもが返事をしてくるということはないかなということです。

坂田委員 保護者に送ります。

清水座長 保護者のメールということですか。

坂田委員 保護者宛のダイレクトメールです。

清水座長 では、子どもは見ないということですか。

坂田委員 子どもも見るかもしれませんが、あて先は保護者です。

清水座長 そうですか。保護者でないと回答はできないということですね。

坂田委員 はい。

清水座長 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

ほかにございますか。尾花委員、どうぞ。

尾花委員 尾花でございます。2つほどお尋ねしたかったのですが、まず、J E I T Aの資料の中にありましたメルマガによる普及です。取組自体はとても有効だと思うのですが、各メーカーさん及び行政機関からのメルマガはテキストばかりが羅列されていて、受信者に読みたいと感じさせる内容ではありません。一般的なマーケティングやセールスプロモーションのためのメルマガジンは、画像や写真を駆使して視覚に訴えるデザインであるのと同時にとても読みやすく作られてお

り、大量に来るメールの中にあっても人目を引きやすい内容になっています。そんな中に、文字ばかりが延々並べられたメルマガが届いても、よほど意識している人でない限り十中八九読まずに流してしまうのではないかと思います。配信数は440万ユーザーという膨大な数であっても、果たしてどれだけの人がきちんと読んでくれているかを考えると、疑問だなと感じます。

ユーザー登録しているメーカーやプロバイダーからの業務連絡的なメールマガジンの場合、私自身も自分が気になることが起きたとき以外は細かくチェックをしていないんです。プライベート利用しかしていないご家庭などであればなおさら、熟読してもらえる可能性は少ないのではないのでしょうか。

ここで御提示いただいた資料の中でも、古澤さんの資料を例にとりますと、15、16ページと、次の17ページ、どちらが目を引くかは一目瞭然、イラストの入った17ページの方ではないでしょうか。こういう“興味を引くビジュアル”があって、クリックした先に細かいことが書かれているのであればいいのですが、15、16ページのような内容のものが送られてきても、どんなことが書かれているかを把握する前に次のメールに興味が移ってしまうでしょう。その傾向は、今後ますます強くなるであろうと思われるので、メーカーサイドと協力してメルマガの作り方や訴求方法を検討していくべきではないかと考えます。

もう一つは、フィルタリング連絡協議会さん資料7ページのご説明にございました、機能面における課題について。サイトごとではなく、書き込み単位での対応とあります。

書き込み単位で内容をチェックできる機能は大変すばらしく、コンテンツプロバイダをはじめとする事業者側が活用して、削除あるいは警鐘等に使っていくのであればとても有効だと思います。ただ、サイトごとではなく“書き込み単位でのフィルタリング”をそのままユーザー環境に持ち込んでしまうと、さっきまで見られていたものが急に見られなくなってしまうとか、熱心に書き込んでいたサイトが突然アクセス不可になってしまってしまうといったことも生じるような気がします。ここにある、書き込み単位での対応を課題に挙げられたのは、最終的にこういった形に落とし込むのが目的なのかということをお伺いできればと思います。この2点です。

清水座長 ありがとうございます。

古澤さん、お願いします。

古澤代理 まさに御指摘のとおりだと思います。今、私どもは業界でございますので、業界が集まって、極力見やすい格好で、更にわかりやすい方法で、いかにユーザーに情報を御提供するかという観点で、日々検討会を持っておりますので、今の御意見を十分に踏まえた上で、更にわかりやすいようなイラスト等も含めて考えていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

清水座長 吉田さん、お願いします。

吉田委員 協議会への御質問ですが、もちろん基本的には、URLでのブラックリストでのフィルタリングとなります。ただ、URLのブラックリストだけでフィルタリングをかけますと、見えなくなる範囲が過大になり過ぎることがございます。よいフィルタリングというのは、見えるべきものは見え、見せてはいけないものは見せないということの相反するところをどこではるかかというところがございますので、まだまだ100%というか、技術的にはなかなか難しいところが

あるんですけども、ピンポイントでそういったものをとらえられるような形で技術開発できれば  
など考えております。

清水座長 ありがとうございます。ほかにございますか。

曾我委員、どうぞ。

曾我委員 先ほどのお話のところに戻る点と、もう一つの点と2点あります。

1つ、携帯電話会社のさまざまなフィルタリングに関する御案内というのを、私も保護者で我が  
子も高校生がいますので、いろんな案内をなるべく見るようにしているんですが、気づかないうち  
に通り過ぎているということは、多分私で気づかないですから、ちょっと忙しい保護者はほとんど  
気づかない。

有効なポイントとして、前々からいろんなお話をさせていただいているんですが、例えば全国 P  
T A 協議会に是非御案内いただいて、こういうふうにしますから全国で周知いただきたい。出先が  
変わってくると、保護者の気づき方が変わってくる。こういうことに関してずっとお願いをしてい  
るのに、その情報が直接入ってこなくて、ユーザーだけに行ってしまう。

その辺は、もう少しお考えいただければ、共同にいろんなことができていき、改善ができるのか  
なと思う点があります。

それと、先ほど御説明がなかったんですが、フィルタリング連絡協議会の 14 ページにあります。  
私どもがこの間お話をさせていただいたときに、年齢別、段階別にさまざまなフィルタリングの状  
況を生んでほしいというお願いをし、その中で、まさしくここにそのような内容が書いてあります。  
例えば不適切、ウェブメール、掲示板、ウェブチャット、ブログ、ショッピング、娯楽とありますが、  
これをもう少し細分化して、青少年のためにこのように取り組むと、年齢別に合わせるのでそ  
れぞれの保護者に理解をいただけるのではないかということをもっと積極的にお話しいただきた  
い。

それと、この間申し上げたように、今日は高 P 連の会長さんはいませんが、高 P 連に関しては、  
かなり解除したいというお気持ちはあるようですが、我々小中学校に関しては無菌状態では申し  
上げませんが、今、校内に持ち込まないということもいろいろな話になっています。その段階で子  
どもたちが無意味に好奇心をあおられている状況の中で携帯電話を持つというのではなくて、携  
帯電話はインターネットの普及に役立ったような観点から持つのであれば、相当保護者のアレルギ  
ーも消えるのではないかなと思います。この部分がまだ改善されてくるような情報が入って来ない。  
その部分に関しては、是非施行までにそのような方向が少しでも見出されれば、大変ありがたいと  
思うんですが、もし御質問にお答えいただけるようでしたら、これからの状況の取組について、お  
話しいただければ大変ありがたいと思います。

清水座長 ありがとうございます。2つありまして、1つは P T A 協議会を通してというお話  
です。今後、積極的にお願ひできればと思います。

2番目の点につきましては、吉田さん、お願いします。

吉田委員 一部御紹介させていただいたんですけども、今、皆さん御存知のとおり、携帯電話  
とパソコンのフィルタリングにつきましては、かなり違った状況になっておりますので、こちらで



御案内しておりますのはパソコンのもので、これに近づく形で、1月に携帯会社さんの方も御対応いただけると伺っており、そういった前提環境整備の流れ自体はあるかなと感じております。

清水座長 ほかにはよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次の議題4に入らせていただきたいと思います。青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援でございます。

これにつきましても、最初に事務局から政府の取組の現状を御説明いただきまして、それから3人の方の御発表をお願いしたいと思います。

それでは最初に、事務局からの御説明をお願いします。

小島参事官 それでは、事務局より御説明させていただきます。資料7をごらんいただきたいと思います。

まず、3ページの第三条の第3項でございますけれども、本項では、施策の推進に当たりましては、民間の取組を尊重しながら進めることとされております。

4ページの第三十条でございます。より具体的に民間団体が事業者に対する支援に努めるということとする規定が設けられているところでございます。この資料につきましては、具体的例示がなされておりますので、その例示に従った形で項目を立てて、書いているところでございます。

資料7の(1)につきましては、前回の資料で社会教育という項目を挙げさせていただきましたけれども、ほぼそれと同じような形で書いているところでございます。

(2)につきましては、サーバー管理者側で取り組むべき規範の策定を促すとか、有害情報の検出を容易にするような技術開発の支援とか、一般の利用者が簡単に通報できるシステムの開発などが検討されているところでございます。

(3)につきましては、法におきましては、サーバー管理者などが有害情報の一覧防止措置を取った際に、情報の発信者との間で発生しました民事紛争につきまして、第三者との解決をはかるいわばADR、裁判外の紛争解決を支援する機関を支援対象として例示しているところでございます。現時点におきましては、こういう機関というのは存在していると聞き及んでおりませんが、今後の支援を前提としまして、まず紛争の類型化とか、解決の在り方を調査・検討する予定でございます。

このほか、(4)につきましては、現在、全国少年警察ボランティア協会におきまして、インターネットを通じた相談等を行っているところでございますので、こうした取組についても警察と連携をした上で、現在実施しているところでございます。

(5)につきましては、インターネットは国境を越えて利用されるものでございます。海外も視野に入れた取組が必要でございまして、この点については、前回の検討会でも御指摘がございましたけれども、国内でかなり取組が進んできておりますので、そういう取組を発信して、国際的にも民間団体同士でも連携しやすい環境をつくっていくように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

清水座長 ありがとうございました。

それでは、国分委員に御発表をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

国分委員 資料 8 をごらんいただきたいと思います。

( P P )

1 ページ目の図は、違法有害情報に対する包括的取組でありまして、1 つの取組だけで違法有害情報に対する解決は望めないもので、いろんな切り口で攻めなければならない。本日は、違法有害情報を利用者が発見したときに、一元的に通報する先としてのインターネットホットラインについて、詳しく御説明します。

そのほかに、私どもはフィルタリングの技術開発を、非常に早い時期から行っておりまして、今から 12 年前になります。国際的にも、そのころ立ち上がったところはそう多くなかったものですから、いろいろ海外で同じような活動をするところと連携をして、インターネット・コンテンツ・レイティング・アソシエーション ( I C R A ) というものを設立したりしました。

この辺のところは、当時の通産省に費用的な面で支援していただきまして、その後、06、07 年で携帯フィルタリングの技術開発を総務省から支援していただきました。

こういう形でフィルタリングをずっとやってきているわけですが、今回のパブコメの中でもちらちらと見受けられるのですけれども、フィルタリングに対して、インターネットの先進的なユーザーの人たちの中で批判的な方々が昔からおられます。そういう方々が、青少年のリテラシー、親御さんのリテラシーが大切ですよと言われるのは、私どもは十分承知しておりまして、フィルタリングの技術開発のスタートのころから、インターネットのルール・アンド・マナー集を発表するとか、最近ではオンラインで無料で受験できる、指導者を養成するためのアドバイザー制度などやっております。

( P P )

この図はいろんなところに出てきますので、御存じかと思いますが、左の方から、利用者がインターネットを利用している際に有害情報を発見したら、インターネットホットラインセンターに通報していただく。その後は、違法か有害かなどいろいろ分析をしまして、しかるべき措置をすることになっております。

( P P )

4 ページは、運用体制図としましては、左側にありますように、警察庁から業務委託を受けて運営をしております。時として、このところ硫化水素とか大麻の種とか、いろいろトピックが出てきますので、関係者に御協力いただきまして、ふだん運用する際のガイドラインを年に 1 回ぐらい改定しております。

何でも受け付けるわけではなくて、誹謗中傷系は法務省にしっかりした受付の体制がありますので、そちらの方をお願いして、著作権もそれなりの権利者団体がありますから、そちらをお願いするようにしております。

( P P )

5 ページは、こんな場所で毎日違法・有害情報を見て、分析をしております。

( P P )

通報のウェブは、最初は白いところが表示されているんですけども、内容ボタンのどれかを選択するとブルーのところが表示されて、ブルーのところを選択すると、黄色いところが表示されるようになって、順番に選択していけるようになっております。

( P P )

7 ページは、勿論実名でも通報できるんですけども、匿名で通報ができるようにしてありますので、番号を入力することによって、後で結果を知ることができます。

( P P )

8 ページは、このような違法情報とか有害情報を受け付けていますということが示されております。

( P P )

9 ページは、どれぐらい通報があるかということを示している図です。今年はまだ 12 月末になっておりませんし、8 月までしかデータが出ていません。昨年のデータでは、毎月 1 万件を切るぐらいですが、今年になってから毎月 1 万件を超しております。

( P P )

10 ページは、通報処理状況です。昨年ですと約 8 万 5,000 件通報があったんですが、そのうち 9,511 件が違法情報で、海外分が 3,307 件。

右下を見ていただきますと、削除完了というのは、最終的に管理者にお願いして削除をされた割合ですけども、84.8% になっていますが、今年になってから問題のあるプロバイダの経営者がかわったりしたものですから、大分状況はよくなっております。

( P P )

11 ページは、このような違法情報に対して、国内と国外の割合はこのようなことですよということが示されておりますが、海外のサーバーに記憶されている違法情報がかなりあります。

( P P )

12 ページだと、いろいろなものがありまして、拳銃、児童ポルノ、裏ビデオ、毒劇物、臓器売買、人身売買、公文書偽造、殺人、脅迫、爆発物の製造方法など。今年は硫化水素がかなりありまして、どこどこを爆破するとか、だれだれを殺すとか、その手の話がたくさんあります。

( P P )

13 ページには、そういうガイドライン対象外の自殺予告、爆破予告等の数字が掲載されております。

( P P )

フィルタリング事業者にブラックリストの材料として提供しておりまして、NetSTAR、DigitalArts、Yahoo! に現在提供しております。

あと、海外の児童ポルノは INHOPE という国際組織、違法コピーソフトは ACCS、偽ブランドは UNION DES FABRICANTS、人権侵害は法務省人権擁護局です。

( P P )

ホットラインセンターの課題と解決策ですけども、通報件数は非常に増えて大変だということ

と、携帯サイトへの対応も大変とか、海外サイトへの対処とかあるんですが、本当にまじめに考えてやらないといけないのは、最後のメンタル・ヘルスケアという、スタッフが毎日朝から晩まで、非常に問題な、特にわいせつ系とかを見て作業をしていますので、メンタル・ヘルスケアを現在もいろいろ試行的なことで対応しようとしております。

以上がホットラインです。

( P P )

フィルタリングは 17 ページをごらんいただきたいと思います。

格付基準としては、外形的にだれが見てもこうだという観点と、やはり立場とか人によってとらえ方が違うという評価が伴うものに分けております。

( P P )

18 ページは、具体的に結構細かくなっていますが、セルフレイティングの場合は、カテゴリー区分のレベルでレイティングをしていただく。第三者レイティングよりももうちょっと詳しくやりたければ、キーワードのところまで取り込むという仕掛けになっております。

これは各都道府県の青少年健全育成条例とか、映倫、ビデ倫、ソフ倫とか、その辺のところを全部踏まえて、議論していただきまして、清水先生にはそのときの座長になっていただいて、現在 SafetyOnline3 という形で公表しております。

( P P )

リテラシーの関係なんですけれども「ルールとマナー集 こどもばん」というものを 99 年に初版を発表しまして、自分の身は自分で守るとか、相手のことを思いやるとかというルールをウェブで見られるようにしました。勿論、イラストを付けて工夫はしたつもりです。

( P P )

ルールを皆さん読んでくださいねというだけではだめなので、オンラインで小学校高学年から中学生ごろまでの子どもを対象にして、ウェブ上での選択肢の問題に対する検定を行うようにしております。無料で幾らでも、何度でも受けられます。

( P P )

21 ページは、最近までの結果でいいますと、現在のところ 7 万 6,000 人が受験して、ふりがなが付いていないものとふりがなが付いているものとあるんですが、90% 近くが授業で受けています。それから、全国どこからでも受験できるので、なぜか兵庫県は非常に教育熱心なのか、受験者が多いです。

ふりがながない場合は高校生が多くて、中学 2 年生、1 年生と続いて、ふりがなありの場合は小学 6 年生が多い。

( P P )

検定やセミナーを行ったり、努力はしているんですけれども、やはり指導者が全国的に考えたときに足りないのが、こういうインターネット利用アドバイザー制度というものを設けております。

( P P )

最後に宣伝ですけれども、こういうテキストも 2 年前ぐらいからつくってございまして、右側は大

人向けですが、左側の子ども向けのもは結構売れ行きがよくて、近々改版をしなければいけないなと思っております。

資料としては用意していなかったのですが、政府に対する要望としては、私たちはできることはいろいろやってきたのですが、やはり国民運動的に物事が動くという状況にはなかなか至っていかなくて、文部科学省から委託されて、「ちょっと待って、ケータイ」というリーフレットを小学校6年生全員に配る仕事をしていますが、これが120万部配っていますから、120万とか、100万のオーダーだと、なかなか一民間団体としては、パワーが足りなくて、今一歩だなと日々感じております。

そういう努力を強化して国民運動的レベルに持って行けるように、しっかり支援をしていただけるとありがたいと思っております。

以上です。

清水座長 国分委員、どうもありがとうございました。

それでは、次はモバイルコンテンツ審査・運用監視機構E M Aの岸原さん、お願いいたします。

岸原広報担当 それでは、E M Aの第三者機関としての活動について御紹介をさせていただきたいと思っております。

当初、有限責任中間法人として設立をいたしました。12月の公益法人改革で、既に一般社団法人に登記変更を行っております。名称が変わっておりますので、御紹介をさせていただきます。

( P P )

2ページ目は、これまでの流れということです。

ちょうど1年前ですが、12月26日に準備委員会を設立いたしました。右側がE M Aの時系列の活動でございます。左側が世の中と申しますか、政府及び関係の動きということで、縦軸で順番に並べております。

個別の内容については、この後御説明させていただきますが、現在、コミュニティサイトの認定及び先ほど御紹介がありました携帯電話事業者様が行っているアクセス制限のカテゴリーについての改善意見といった、当初予定といたしましたものを出させていただきます。その後、現在、サイト全体の表現に関するものについてのガイドラインと認定制度といったものに今、取り組んでいるという状況でございます。

( P P )

3ページ目は、E M Aの組織構成といったものを御説明させていただきたいと思っております。

先ほど言いましたように、目的としましては、青少年の利用に配慮をした基準の策定、それに伴う審査、認定、運用監視と青少年の保護、健全育成の2つを両立した形でのフィルタリングの改善、あとはICTリテラシーの啓発・教育活動を行っておりますが、この中で大きな部分であります基準の策定と審査・認定といったものに関して、第三者機関としての中立性を担保しつつ、実効性を確保する。民間独自で行っていくことを併存させるために、組織構成として大きく3つに分けております。

まずは、資金面を含めた独立性を確保するという事で、理事会が組織全体の運営、こちらの方

は事業者も参加して行っております。

これ以外に、基準の策定は別委員会を設けまして、利害関係を有しない第三者の学識経験者のみで構成しております。ここでつくられました基準に基づいての審査・運用も別委員が委員会をつくっております。これに伴って、審査・運用を行う。大きく権限を3つに分けて運営を行っております。

( P P )

4ページは、具体的な審査・認定及び運用監視業務でございます。

現在、基準としましては、コミュニティサイトの基準でございますが、現在のところ、36件の申請を受けております。予備審査が始まりまして、本審査、認定、運用監視という流れになりますが、運用監視につきましては、携帯電話のインターネットに関しまして、日々変わっていく。特にコミュニティサイトに関しては、書き込みによって変わっていくという状態がありますので、大きく3つの方法によって運用監視を行っております。

1つは、認定事業者からの定期レポート。あとは認定しますと、そこからE M Aへのリンクと通報を設置させております。これによるユーザーからの直接のクレームの受付。それから、E M Aからの携帯の実機を使いました運用監視。この大きく3つを動かしまして、日々の運用監視を行っております。

( P P )

5ページ目は、現在のところ、認定しましたサイトは8サイトになります。既に1サイト取消しという形で行っておりますが、これは運用体制が変更されたということで、認定された1サイトが取消しになっております。

現在、こちらの申請数は約三十数サイトになっておりますが、最終的には100サイト近くになってくるのではないかなと思っております。この中で認定サイト共同で、一番下に書いておりますが、共同監視領域の整備といったものを検討しております。これは認定サイト全体のサイトパトロール監視能力の底上げと、あとはそこから来ます悪質ユーザーといったものをデータベース管理をして、排除していくといったことの検討を現在行っております。

( P P )

6ページ目は、認定の制度とは大きく分かれまして、そもそもフィルタリング会社さんのカテゴリー、どの部分をアクセス制限するかという形に関して、E M Aとして検討を行いました意見書として発表しております。

6月6日から一般からの意見募集を2回ほど行いまして、最終的には意見書として9月4日に発表しております。大きくアクセス制限の対象とすべきカテゴリーの5要件というものをまず決めまして、それに伴って、今回、現在アクセス制限をされていたカテゴリーについても、アクセス制限対象外とすべきといったことを含めて、あとは各カテゴリーの細分化と、現在非常に大ざっぱな分類になっているかと思っておりますので、こういったものの細分化。あとは、それに伴う認定制度の検討といったものを総合的に行いまして、先ほど言いました健全な育成を目的としたフィルタリングの改善といった意見を提出しております。

これに伴って、通信事業者様の方には、対象カテゴリーの改善といったものを来年から実施していただく予定でございます。

( P P )

7 ページ目は、これまで E M A で行ってきましたアクセス制限の対象カテゴリーについての状況ということになります。

一番右側です。現在、E M A の対応としましては、コミュニティサイトの運用管理体制の認定というものを行っております。今後、こういうユーザーさんが書き込むコミュニティサイト以外の、事業者がコンテンツを出すサイト表現、これは一般のウェブサイトになりますが、これの認定制度。あとは、セルフレイティング。これは今、電子書籍販売サイトを前提に検討しておりますが、こういうセルフレイティングと第三者レイティングの2つを組み合わせた形の対応といったものの準備を進めております。

( P P )

8 ページ目は、先ほど既に御紹介がありましたので、割愛させていただきます。

( P P )

9 ページ目以降から、説明させていただきます。

これまで E M A は、第三者の認定ということで、コミュニティサイトを行ってききましたが、今後は先ほど言いましたセルフレイティングと第三者レイティングを混在した携帯のウェブサイトの環境といったものをつくっていく予定でございます。

特徴としましては、第三者レイティングは、第三者、今回ですと E M A が認定を行っていきますので、信頼性といったものは高くなるかと思いますが、どうしてもカバー範囲が狭まってしまう。要するに、すべてをカバーすることができないという状況にあります。

そういった点で、セルフレイティングに関しましては、カバー範囲、これは事業者の啓発、あとは自助努力によって非常に広く実施することができます。ただし、信頼性という部分では、第三者レイティングには及ばないというところがございますので、このところをうまく相互補完をして、ウェブサイト全体に対して、青少年が安全に利用できる体制をつくっていきたいと思っております。

( P P )

10 ページが、そこら辺のことを書きましたイメージでございます。

上の方が認定制度。現在コミュニティサイト、ユーザーの書き込みによる認定制度、それ以外に現在つくっておりますサイトの表現に対する運営体制。これ以外に、セルフレイティングとしまして、電子書籍といったもののガイドラインというものについて、両方準備をしていく予定でございます。

( P P )

具体的な内容、方針としましては、11 ページから御説明させていただきたいと思っております。

まず、アクセス制限の対象外の基本要件ということで、アクセス制限の対象とすべきといったところを含めまして、まず、サイトの方に E M A の認定基準に沿ったサイトの基準といったものを用意する予定です。これは現在、コミュニティサイトで行っております基本方針、あとは運用体制、

ユーザー対応、啓発・教育プログラムというものが義務化しておりまして、こういった4要素をサイトが具備しているかといった部分をベースに進める予定です。

この中で、先ほどカテゴリ基準の中にありました制限対象とすべきカテゴリの5要件といったものに当たらないような基準の策定といったものをサイト側に求めていく予定でございます。

( P P )

12ページは、大きく分けましたガイドライン、そういった基準の基本構造になります。

まず、サイトの運用基準について作りまして、これを行う具体的なサイトの中での自社基準。これに基づいて、サイトのゾーニングといったものを求めていく予定でございます。

先ほど、サイト単位でのアクセス制限というお話がありましたが、あとは書き込みの個別のコンテンツごとと非常に幅が広がっておりますが、現実的なステップとしましては、サイト自体をゾーニングしてもらうことが、フィルタリングを有効に機能させつつ、青少年が安全に利用できる環境を提供するという上では、非常に有効ではないかなと思っております。

ただし、現在のフィルタリングソフトは、単に事業者が独自にゾーニングをしても、それがきちんとフィルタリングにかかるところとかからないところということが、やり方によってはできなくなっておりますので、E M Aのこれまでのさまざまな知見といいますか、フィルタリング会社さん、携帯事業者さんと情報交換をしてきた中で、有効にゾーニングができるサイト構成といったもののガイドラインも示す予定でございます。

( P P )

13ページが、具体的な認定の基準の導入フローということで、事業者が提供します表現型のサイトといいますと、非常に範囲が広がるございますので、すべてを一度にカバーすることはなかなか難しいかと思っております。そういった点では、占いとかゲームとか、それぞれ個別のカテゴリごと、分野ごとに検討して、進めていく予定でございます。

( P P )

14ページ目、最後になりますが、E M Aのもう一つの大きな活動目的であります啓発・教育活動を有効に普及させるために、現在E M Aの認定制度という、事業者にとっては義務的な制度がございますが、この中で啓発・教育プログラムというものをまず義務化しております。

第1弾のコミュニティサイトの運用管理体制の認定制度に関しましては、「ケータイ・インターネットの歩き方」をE M Aの方でテキスト版とイラスト版の2つのプログラムを用意しまして、設置を義務化しております。これはすべての認定サイトが設置をしなければいけないという形になっております。

ただし、こういったコミュニティサイトに関しましては、ある程度リテラシーの高いといいますか、青少年というカバーになりますので、初心者を対象とした啓発・教育プログラムとしまして、現在ショートビデオコンテンツの政策を行っております。

( P P )

これについては、既に15ページからありますが、具体的なショップ、携帯の販売サイト等で初めて携帯電話を持つ方、あとはそういったものを機種変更される方といった方に対して、青少年と



父兄に対して、具体的な携帯のインターネットの使い方といったものを1、2分のショートビデオにしまして、十数の数を今後つくっていきまして、それを活用していただく。その上で携帯マニフェストと呼んでおりますが、それぞれ家庭内のルールというものを明確につくっていただくということで、初心者のインターネットユーザーといったものをカバーした啓発・教育の領域といったものを今後、携帯の販売会社さん、あとは携帯の事業者さんに御協力いただきながら、進めたいと思っております。

そういった点で、ページは用意しておりませんが、政府及び関係先に是非お願いしたいところとしましては、今後こういったフィルタリングを有効に機能させる上でセルフレイティング、あとは第三者レイティングといったところを混在した環境。この中では、まずはユーザーのリテラシーと事業者のリテラシーを高めていかなければ、実際にそういったものを機能させても、有効に利用されないという現実がありますので、実証実験、あとはさまざまな啓蒙活動といったものを活用しながら、是非それぞれゾーニングされた、青少年が安心・安全に利用できるインターネット環境といったものの構築の御協力といいますが、御支援を是非お願いしたいという点でございます。

それと、最後に御紹介しました啓発・教育活動ですが、現在EMAができる範囲での携帯サイトの中でのプログラムを用意しておりますが、やはり啓発・教育活動に関しましては、日々の教育といったものが非常に重要になるかと思っております。どうしても単発での活動という部分では、青少年に対してきちんとした形で教えられない。

あと、もう一点お願いしたいのは、やはりこういったインターネットの啓発・教育というのは、低学年から始めなければ意味がないと思っております。高校生になって、インターネットの使い方を親が教えても、多分何も効果がないかなと思っておりますので、現在世の中で進んでおります小中学生の携帯電話を持たせないという形ではなくて、小中学生の段階から携帯インターネットとかの使い方を教えていく。それが大人になったときに安全に利用できることにつながってくるかと思っております。

赤信号、手を挙げてわたりましょうというのを高校生に教えても、ほとんど実効性はないかと思いますが、小中学生の段階であれば、きちんとそういったことを守って、非常に心の深いところで、ある程度そういった対応といったものが準備できるのではないかなと思っております。

是非我々上の世代としては、子どもたちがきちんと健全にインターネットを利用できる。将来的には、子どもたちも大人になって、自分でインターネットを使いこなすことができるということを用意してあげるのが、政府なり親の役回りではないかなと思っておりますので、是非そういった視点で啓発・教育活動といったものの全体的な枠組み、支援といったものをお願いしたいと思っております。

以上でございます。

清水座長 岸原さん、どうもありがとうございました。

それでは、最後の御発表のお願いですけれども、インターネットコンテンツ審査・監視機構 - R O I の相磯先生、よろしくお願いたします。

相磯代表理事 それでは、 - R O I の取組につきまして、御報告させていただきます。資料 10

をごらんいただきたいと思います。2 ページ目になります。

実はこの資料には、 - R O I の設立経緯については全く触れておりませんが、簡単に申し上げますと、AMD という協会がございまして、そのAMD は過去5、6年のこの分野の実績があります。そこで蓄えました知識と経験を生かしまして、この - R O I の活動を展開しているということです。

しかし、 - R O I 自身は、協会とも距離がありまして、第三者機構であるということと同時に、実際に生まれましては、今年の5月の末日ということで、大変若い機構であるとお考えいただきたいと思います。

目的は、今まで御発表されましたそれぞれの機構と全く同じような意味で、まず第1に重要なことは、青少年をいかに有害情報から保護するかということが1つの目的です。

ここに書かれていませんけれども、もう一つ、私どもが考えておりますのは、いわゆるウェブ情報に関するコンプライアンスというのはどういうものなんだろうかということを中心にきちんと考えていただいて、その結果として、健全な産業の育成に貢献をするということが、もう一つの目的とお考えいただいても結構かと思えます。これにつきましては、また後ほどお話しをします。

今日のお話は、青少年の保護というところにポイントを置きたいということです。

そのような意味で、目的は青少年の保護に関連しまして、まず対象年齢にふさわしいコンテンツの健全性を認定しまして、その運用状況を監視するというのが主な目的です。したがって、事業の内容は、コンテンツの健全性の評価というんですか、そのための審査、認定、監視をするということです。

同時に、皆さんも御指摘のとおり、やはり青少年のインターネットのリテラシーの向上を図るための教育ということにも力を入れたいと思っておりますし、また、コンテンツの健全性に関する国内外の実情を調査、研究することも重要と考えています。

現時点では、対象とするコンテンツというのはインターネット全般なんですけれども、広くとらえてございまして、最初は表現型のコンテンツに限定をして、少しいろいろな試行錯誤をしてみたいというのが実情であります。

いずれは参加型のコンテンツに対象を拡張します。最初は試行期間としてこれから6か月ぐらい置きたいと考えています。

先に主なスケジュールを申し上げますと、あさっての12月10日、 - R O I のレーティングに関する倫理規定について、ホームページを通して公開したいと考えておりますが、実は明日、理事会がございまして、その結果として公表するということとなります。そのために、少し変更があるかもしれませんが、今の予定では、あさってこの倫理規定を公開します。

それから、1月26日、2月13日にセミナーを開いて、インターネットの環境整備法とか、あるいは健全性の認定制度といったことの解説をして、みんなで考えるという会にしたいと思っております。

2月には、後でお話ししますが、私どもの - R O I はセルフレーティングを基本的な考え方にしております。勿論、第三者による評価ということも考えてはいますけれども、セルフレイティン

グということを中心に考えています。

これは先ほど申し上げましたように、ある意味では、ウェブコンプライアンスということを考えてときに、それぞれの企業がこれからのウェブ情報のコンプライアンスのために、コンプライアンスはどうあるべきかということを考える機会にさせていただければと思っております。

( P P )

3 ページ目には、 - R O I の認定のプロセスが書いてあります。左側が申請者、右側が - R O I の役割ということです。

文章で解説しておりますけれども、原則として、 - R O I が実施するコンテンツのセルフレイティングの研修をまず受けていただくこととなります。申請者は - R O I に入会後に審査の申込みをしていただきますが、そこで企業としてきちっとしているということが認められますと、セルフレイティングの研修を受けていただきます。勿論、その研修は、私どもが担当して、セルフレイティングの細かいところについて講義をし、レイティングの基準を納得していただくということとなります。その第 1 回目の研修は、2 月下旬に予定しております。

申請者は、 - R O I が策定しました健全性評価の基準に従って、認定を受けようとするコンテンツのセルフレイティングを行っていただきますが、健全性の評価の基準は、6 ページ目をご覧くださいたいと思います。

( P P )

現時点では、9 区分のカテゴリーに分けておりますが、実はここに書いていない検討中のカテゴリーがあります。E M A さんと同じように、例えば政治だとか、宗教だとか、そういったところはまだ検討中で、ここには入っておりません。当面、そういうことに関しては、認定の対象にはしないことになっております。

6 ページ目の右側が、セルフレイティングのためのチェックシートです。ここに書き込むことによりまして、我々がそれを判断することになります。

( P P )

3 ページ目に戻っていただきますと、左側の申請者はセルフレイティングの研修を受けた後、実際にレイティングを行っていただき、認定の申請をしていただきます。そうすると、まず登録審査といいまして、申請文書の審査、セルフレイティングの結果を評価しまして、マークの仮発行を受けることになると思います。その後実際にコンテンツの審査(適用審査)を - R O I の方でしまして、その結果として認定をするというプロセスになっております。

( P P )

4 ページ目にはセルフレイティングの結果として、対象サイトに与える、認定マークのひな形を示しています。

先ほど申し上げましたように、年齢区分については、年齢を問わない、12 歳以上、15 歳以上、18 歳以上という 4 つの区分が様々な法律や規定の上に出てきますので、そういう意味で、この年齢区分層を無視するわけにはいかないということで、今のところ、この 4 段階を含めております。

( P P )

5 ページ目は認定マークのイメージです。まだ決まっているわけではありませんけれども、PC サイトの認定のイメージとしましては、左図の下の方に - R O I マークのようなものを付ける。

一方、携帯サイトのようなところは、例えば右図の上に付けて、みんながすぐにわかるようにしたいというのが私どもの考えです。

( P P )

6 ページ目は、先ほど申し上げましたとおりです。問題は、9 区分に分けたカテゴリーの中身です。これを細分化した項目をどういうふうに評価するか。ですから、ここは研修の課題です。研修のときに申請者と一緒に考えながらということになるだろうと思っております。

( P P )

7 ページ目、今後の課題です。

ウェブコンプライアンスは最も重要な課題です。コンテンツの提供者は、規則の遵守に限らず、社会通念、倫理、道徳といったような概念を含めた、広い社会的な意味のコンプライアンスを重視してほしいということです。情報発信に際しては、そうした意識をきちっと持ってほしいということが、私どもが考えている一つの目的です。

ウェブコンプライアンスを応諾する人は情報発信に関わるすべての人ですから、私どもが審査する対象は、かなり広くなるとお考えいただいてもいいと思っております。

それから、セルフアセスメント研修カリキュラムをきちっと整備することも重要です。それを研修で学んでいただいて、実際にセルフレイティングに生かしていただきたいと思っております。

また、対象とするコンテンツ範囲の拡張と書いてありますが、従来の表現型コンテンツに加えて、参加型コンテンツも勿論対象にしますけれども、それに加えて、ユーザー参加型サービスの信頼性の認定制度を実施するさまざまな団体がありますので、その団体との意見の調整をしております。例えば A S P、S a a S 安全・信頼性情報開示認定制度というのがございますが、そこではある意味で、企業のコンプライアンスを重視し、企業が情報発信をする際にどういうコンプライアンスを考えるかということを検討していると思います。そういうところとも協力してやっていくことが大切です。

それから、青少年のインターネットリテラシーの向上のためのプログラムを現在、整備しております。これも本格的に展開をするのは、来年に入ってからと思っております。

このような状況ですから、- R O I は今、スタートしたばかりとお考えいただいても結構かと思えます。

( P P )

最後の 8 ページ目には、政府に対する要望が書いてあります。

これは是非、青少年のインターネットの環境整備法というものがどういうものであるかということをもっともっと社会に認知すべく、適切な施策をお願い申し上げたいということと同時に、青少年のインターネットリテラシーの向上のためのプログラムを視野に、教材の開発というところにも、是非強力な御支援をお願い申し上げたいというのが、当面の私どもの期待であります。

以上、非常に簡単ですけれども、- R O I の現状とこれからの課題を申し上げます。御清聴

ありがとうございました。

清水座長 相磯先生、どうもありがとうございました。

以上で本日お願いいたしました御発表が終わりましたので、残りの時間は意見交換に充てたいと思います。どなたからでも結構ですので、御発言をお願いしたいと思います。

曾我委員、どうぞ。

曾我委員 今、いろんなお話を聞かせていただきまして、よりよい方向に進んでいくことを望むものではあるんですが、先ほど、E M Aの岸原さんからお話があって、携帯電話を持たせないという運動でというお話がございましたが、先般の私の発表の中で、携帯電話が果たした役割に関してお認めした中で、現状、しかしながら、それが青少年にどのような影響を及ぼしているのかという中で、現状の状況でそのまま進むことに関しては、P T Aとして認めることができないと申し上げた次第です。

それと、基本的に携帯電話が、今、フィルタリングなどがかかって、さまざまに使いやすいものになって、子どもが非常によりよいものとして使うようになることが、よりよいことだと思います。年齢別にそうなることは、とてもいいものになるかもしれないというものの、1つその中で、携帯電話が今、さまざまな問題を起こしている、このことがそれで解決するかという問題と、また少し違う部分があります。

ここは是非御理解いただきたいのは、学校の中に持ち込んで携帯電話をやっているということになると、学校の中で授業を受けない環境ができています。ですから、そのモラルに関して、どのように携帯を持たせてもできるのか。この問題は、やはりP T A、保護者も通して、すべての国民として解決していかないと。すべての機能がきちんとしたからといって、解決するものではないんですが、子どもたちが喜ぶ携帯電話を買い与えていくと、やはりそれを使う時間の方が増えてしまって、本来子どもが身に付けなければならないものを、教育することを阻害してしまっている。この状況で、インターネットはできて、ほかができないという形になってしまうのでは、子どもの健全育成でどうなのかという問題。この問題は、解決すれば、世界もとても喜ばしいことになるのではないかと考えています。

もう一点は、子どもたちが携帯電話を持って、これからインターネットの世界の中で、さまざま進むかもしれないんですが、子どもがこのインターネットを媒体としてさまざまな事件に巻き込まれているような状況を、フィルタリングやどこまでの状況を使って防ぐことができるか。これはどこまででも取り組んでいかなければならない。子どもに常に持たせていいですよ、持たせなければ無菌状態で教育ということになる。我々がなぜすぐに賛成できないかと言えば、与えてしまった後に起きることの解決の見通しがまだたっていない中で、先に持たせる論議はなかなかできないでしょう。その解決が見える見通しがつくぐらいに、企業もフィルタリングのさまざまな方たちが手を組んで、子どもたちを守りますよという宣言がきちんとできたら、まさしく自然に持つ環境になるのではないのでしょうか。

ですから、インターネットの中で後進国にならないために、インターネットを先進国に戻した携帯電話のよりよい状況が生まれ直すことを望んではいます。ということは、この間の発表の中でも

申し上げた次第ですので、是非、その辺を御理解いただき、我々が今、その携帯環境が安心環境でないために、不所持の聲が上がっていることも御理解をいただきたいと思っています。

以上です。

清水座長 ありがとうございます。

清原委員、どうぞ。

清原委員 今日皆様、御報告ありがとうございました。現状がわかりやすく理解できたと思います。そこで、1点意見を申し上げます。

本日、EMAさんとROIさん、いずれも「監視」あるいは「審査」という言葉が入っている機構を発足されて、その取組についてのお話を伺って、大変重要な概念を学びました。それは相磯先生が言われた「ウェブコンプライアンス」という言葉でした。

私たちには、青少年にとって健全な環境をつくっていくことが第一義的な課題ですが、同時に大人も、やはりこのインターネットを通じて、勿論「よりよい情報」を得たいですし、「よりよい活用」をしたいわけですから、そういう意味で、インターネットを使う主体が「ウェブコンプライアンス」をしっかり持っていくということを前提として、それを促進する上で、審査あるいは監視をするという基本的な筋道が示されていくということは、大変重要だと感じます。

先ほど、曾我さんが大変率直に言われたように、今の状況の中にある問題を解決する上で、大人の側というか、インターネットを利用しているよりも、情報を提供している側の社会的責任ということを示していただく活動があるということは重要だと思います。その上で、自律性や自主性は原則でありますから、セルフレイティングということを両団体とも強調されました。しかしながら、そのセルフレイティングがより公正で最適なものであるためには、やはり第三者性を持つ基準づくりが大変重要になってくると思います。そのことについて、動きながら、悩みながら、第三者性を担保した基準づくりを両団体がされている、あるいはインターネット協会さんもまさにそのことを先駆けてやってこられたということ、3団体の御報告をいただいて、再確認したいと思います。

その上で、インターネット協会さんに御質問させていただきたいと思っております。1点だけ質問をよろしいでしょうか。

ホットラインセンターにおける課題と解決策ということで、メンタルヘルスケアのことについて御報告をいただきました。青少年に有害ではない環境を守るために、有害な情報を見ざるを得ない方々がいらっしゃる。その方々は、まさに青少年に与える影響、あるいは大人に与える影響を監視するために、そのようなことをしてくださっているんですが、その方たちは、「何が有害なのか」とか、「どういうことが本当に問題なのか」ということを、大変申し訳ないんですが、日々の仕事の中から体験をしていらっしゃる。そこで、そういうお仕事の苦しみの中で、どのような試行プログラムによってメンタルヘルスケアをお考えなのか。それを知ることによって、有害な情報にさらされてしまって、ケアが必要な青少年に対して、どのような対応が有効なのかというヒントがいただけるのではないかなと考えました。、ちょっと時間不足だったので御紹介いただけなかったんですが、お差し支えなければ、メンタルヘルスケアでどのような試行プログラムを検討中かを

御紹介いただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

清水座長 国分委員、お願いします。

国分委員 私どものインターネットホットラインセンターは、INHOPE という国際組織に加盟しておりまして、各国で、特に児童ポルノとか、そういうものを見てしかるべき対処をするという同じような仕事をしておりますので、メンタルヘルスケアは共通的な課題になっております。

残念ながら、まだこれという決定打はないのですけれども、例えば国内ですと、私どもが調べた範囲では、東京消防庁では、大規模災害の後、大きな火災があると死者がごろごろという状況で仕事をするわけですから、その後、リラックスをするためのプログラムがきちんと組まれておりまして、更に時間が経ってから、心療内科の先生方と一緒に、お互いに話をして、また更にリラックスをするということを行っている。現在私どもは、労災病院の先生たちと一緒に、常勤スタッフの皆さんに面接とストレステストを受けていただいて、どの程度影響があるかということ、手探りで検討しております。来年になると、試行プログラムの形が見えるのではないかと考えています。

清原委員 わかりました。ありがとうございました。

清水座長 ありがとうございました。ほかにございますか。

植山委員、お願いします。

植山委員 メンタルヘルスのことは、臨床心理士としても非常に気になっておりました。まさに今、清原先生がおっしゃったように、長時間それにさらされているということが既に有害な影響を与えるわけですね。

1つは、クライシス・インターベンションの視点から、阪神・淡路のときに言われましたけれども、24時間その中にいてはいけない。感覚が狂う。ですから、長時間いさせないで、ローテーションを組んで、感覚を戻すということ、1つ考えなければいけないということと、そのためのディブリーフィングとかいろんなプログラムがあるので、それをしなければいけないだろうと思います。

同時に、これは青少年への有害な影響が与えられると、まさにそのとおりで、この間、ポルノの研究をしている方の話を聞きましたけれども、研究者ですら500本もAVビデオを見たらおかしくなると言っておられましたので、やはり制限は必要なのではないかと思えます。

ですから、担当者の方にローテーションを組ませて、必ず長時間置かないというのが基本原則かと思えますので、その点は御検討いただきたいと思います。

清水座長 ありがとうございました。

どうぞ。

藤原座長代理 2点ほど質問をさせてください。

1点は、EMAの方なんですけれども、セルフレイティングの仕組みということでしたが、さきほどセルフレイティング、自己点検、自己評価をやって、登録審査、適用審査をやるというのがROIのやり方だと今日伺ったんですが、EMAも全く同じであると考えていいのか、別の枠組みなのかというセルフレイティングの枠組みの質問です。

岸原広報担当 我々EMAの方でやっております携帯電話に関しては、フィルタリング会社さん

がカテゴリー分類をしているというのが、もともとベースとしてございます。その上でE M Aとしては、外見上ではわからない、サイトの運営体制とか、そういったものは認定をしておりますが、今回のセルフレイティングに関しては、フィルタリング会社の外見上、見ただけでわかるような形でゾーニングをしてくださいということとE M Aとして用意する予定です。

そうしますと、最終的には基準自体をE M Aがつくって、E M Aが審査をしているという認定制度がございますが、セルフレイティングに関しては、ある程度事業者の方でゾーニングなり、サイトをやりまして、最終的にはフィルタリング会社のカテゴリーに合致するかということとフィルタリング会社が判断するということが機能させるということになります。

ですので、アクセス制限の対象となっているカテゴリーにフィルタリング会社が分離すると、アクセス制限がそのままかかってしまう。ですので、フィルタリング会社が判断する基準をある程度明確にして、サイト事業者に合わせて独自にサイトの構造をゾーニングして分けていく。なかなかわかりづらいんですが、最終的には、今、携帯電話に関しては2つの判断をしている主体がいると御理解いただければと思います。

藤原座長代理 要するに、判断が2段階あるということと前提にしているということですか。

岸原広報担当 最終的には、そこで分類なり、アクセス制限の対象にするかしないかといったことをしなければいけません。

藤原座長代理 セルフレイティングと言われたので、どの程度の関与なのかなと思ったというところですか。

岸原広報担当 E M A側のということですか。

藤原座長代理 そうです。

岸原広報担当 E M Aとしては、そのセルフレイティングをするためのガイドラインをここで書いてありますように、どういう形でゾーニングをして、どういう形で基準をつくりなさいといったことのガイドラインまで示していきます。

藤原座長代理 そこまでですか。

岸原広報担当 はい。

藤原座長代理 わかりました。

もう一つだけ、済みません。坂田さんにお伺いしたいんですけども、基本計画をつくる上で、条例がというお話が最後に出たんですが、もし具体例がわかっておられるのならば、あるいは事務局で把握していればもう結構なんですけれども、次回でも結構ですので、具体例がわかったら教えていただきたいと思います。

坂田委員 日々情報がありましてあれなんですけど、我々の把握している情報と政府の方で把握されている情報と御相談させていただきまして、もし間に合えば、次回にでもと思います。

藤原座長代理 ありがとうございます。

清水座長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本日はどうもありがとうございました。多くの委員、また岸原さん、相磯先生等から御発表いただいたわけなんですけれども、かなり精力的にいろいろやられているなと思いました。ただ、



その中でそれぞれのところで試行錯誤的に、前向きにいろいろ取り組んでおられるということがよくわかりましたので、今後ますます展開していただければと思います。

その中で、やはり重要なことは、利用者が子どもであり、そしてまた保護者が関与するという点がありますし、学校教育の点ということと大きな視点であろうということかと思えます。

したがって、国とそれぞれの団体、それから学校、地域、保護者、家庭といったところの連携がいかにかうまく進むかということが、今回我々の検討会がいろいろ模索していく1つのポイントではないかなと思った次第です。

いずれにしても、本日御発表いただきまして、私自身が大変勉強させていただいておりまして、これを総合的にうまくまとめていくことが、今後の日本の展開として重要であろうと思った次第でございます。どうもありがとうございました。

それでは、今後の予定につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

小島参事官 それでは、事務局から、第3回の開催予定につきまして御説明申し上げます。

第3回につきましては、2月23日に行う予定でございます。主な議題でございますけれども、第1回、第2回で基本計画の主な3つの柱につきまして御議論いただいたわけでございますが、あと残っておりますその他の重要な事項につきまして、また議論いただくことと、基本計画の骨子案を作成していきたいと考えておりまして、それについて御議論いただく予定でございます。

詳細につきましては、追って御案内させていただきます。

以上でございます。

清水座長 ありがとうございました。今、御説明がございましたように、次回は基本計画の骨子案について議論をさせていただきたいところでございます。この骨子案を策定するに当たりまして、盛り込む事項、御意見等、何かございましたら、事務局までお送りいただきたいと思います。年内にお願いできれば幸いというところでございます。是非、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、本日予定しておりました議題がすべて終了いたしましたので、第2回の検討会を終了させていただきたいと思えます。大変お忙しい中、長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。